

日本における罪穢観と仏教

釋 真 弥

(西山短期大学)

古代日本において「悪」と「罪」は特に重要な問題として扱われており、その基準は、どのようなことが神に対する不敬な態度であり、神の怒りに触れるのかということであったと思われる。神の怒りに触れるということは農耕の不作や疾病や災害等の「災い」として現れ、人々に悪影響を及ぼすものと恐れられていたからである。神は清浄なことを好み不浄なことを嫌う。従って不浄なものを「穢れ」といい、罪と同等にとらえられてきた。それ故に罪穢とあらわされることも多い。では日本古代の罪穢思想はどのようなものか、また仏教といかに関わりを持っていったのかということについて考察してみたいと思う。

一 日本古代における罪の観念

まず古代における罪の観念は、『古事記』(一七二二年完成)、『日本書紀』(七二〇年完成)や『延喜式』(九二七年施行)大祓祝詞などに記されている「天津罪」「国津罪」と呼ばれるものが代表的なものである。これらの二つの罪は大祓祝詞の注釈には「神話においては「天つ罪」「国つ罪」とはいわない。二種を分けるのは大祓の詞の特色である」

と述べられ、祝詞によって「天津罪」「国津罪」と分けられるようになったようである。

「天津罪」「国津罪」については、『延喜式』大祓祝詞と『古事記』仲哀天皇の条に記されている内容から知ることが出来る。まず『延喜式』大祓祝詞には

天つ罪と、畔放ち・構埋み・樋放ち・頻蒔き・串刺し・生け剝ぎ・尿戸、許多の罪を天つ罪と法り別けて、國つ罪と、生膚争ち・死膚断ち・白人・こくみ・おのが母犯せる罪・おのが子犯せる罪・母と子と犯せる罪・子と母と犯せる罪・畜犯せる罪・昆虫の災・高つ神の災・高つ鳥の災・畜仆し・蟲物する罪、許多の罪出でむ。

『古事記』仲哀天皇条では

生剝、逆剝、阿離、溝理、尿戸、上通下通婚、馬婚、牛婚、鶏婚の罪の類を種種求ぎて、國の大祓を為て、と記されている。

「天津罪」には『古事記』に記される、スサノヲのアマテラスに対する暴行の内容にはほぼ一致するが、「天津罪」の見方として一つは単なる農耕の妨害行為ではなく、より広く神聖なるものへの冒瀆の例示、もう一つは「天津」・「国津」は形式的な呼称で、実質的な意味はなく、事の重大さを示し、罪は「災」あるいは「災い」をひき起こす恐れのあると考えられた「穢」をさす。畔放ち・溝理・樋放ち・頻蒔き・串刺し・生剝・逆剝・尿戸はすべて呪詛である。呪詛は他人に「災い」を生ぜしめる呪術と考えられる。

「天津罪」は神聖なものに対する冒瀆であり、その結果神によって「災い」があたえられる。またそれらは呪詛であり、その行為によって他の人に「災い」が与えられる。古代の人々は災いを引き起こされるものを罪とした、という二つの見方がある。

「国津罪」は、人間的な罪で、近親相姦や異常な性的関係の禁忌をふくむ。生膚斷・死膚斷は生きている、死んでいる人間の膚を傷つけ、血の「穢」を生ぜしめる。白人・胡久美は、皮膚の白くなった病人、疔や瘤のできた病体で、これらは「穢」が生ずると信ぜられた。己が母犯せる罪・己が子犯せる罪・母と子と犯せる罪・子と母と犯せる罪・畜犯せる罪は不自然な性行為であり、「穢」を生ぜしめる。昆虫の災は毒蛇や毒虫の与える災禍、高津神の災は落雷の与える災禍、高津鳥の災は、空を飛ぶ鳥の落とす糞による「穢」、畜仆し・蠱物する罪は獸を殺して呪詛を行ったことから生ずる「災い」である。

古代の人々は「罪」や「災」また「災い」が引き起こされる原因である「穢」ということを恐れ、「災い」が人々の秩序を破壊すると考え、宇宙全体の崩壊とさえ考えられていた。故に罪と穢は災いが引き起こされる原因として同等に扱われているのである。

二 古代日本における穢の観念

穢の起源としては『古事記』の

吾は伊那志許米志許米岐穢き國に到りて在り祁理。

『日本書紀』の

吾前に不須也凶目き汚穢き處に至る。

等の記事により、人の死を「汚穢き處」等と表現しており、死は不浄であるという観念があった。これらを起源として次第に「穢」というものが細かく規定されたと考えられる。

穢とされたものを包括的に知るために『古事類苑』神祇部の該当部分をみてみると、

死穢・殺人穢・五体不具穢・改葬穢・殮墓穢・産穢・傷胎穢・胞衣穢・妊者穢・月事・失火穢・灸治穢・喫肉穢・狼辛穢・獸死穢・獸五体不具穢・獸産穢・獸傷胎穢

等の穢があげられ、また『延喜式』の臨時祭の条には、それに触れると忌まなければならない「穢悪事」として、人の死・産、六畜の死・産、喫食（肉食）が挙げられ、改葬・傷胎（流産）・懐妊・月事・失火・埋葬などの穢が記され、穢の重さは神事や参内などを忌み慎む日数の差によって示される。（人の死は三十日（葬儀の日より数え始める）、産は7日

また穢は伝染すると考えられ、その媒体は食べ物や水、火などで、水は一般的には不浄なものを清浄にするものだが、流水に限っていえるもので、溜まっている池や井戸は穢を伝染させる媒体となる。火も不浄なものを焼き尽くすという作用があるが、不浄なものを焼いた火、不浄な場所のもの、不浄な人間の触れた火は逆に不浄なものとなる。伝染を防ぐために忌み慎み、謹慎する。しかし、これら穢とよばれるものは決して目に見えない。穢を問題とするのは、穢とは人間の属する秩序を攪乱するような事象に対して、社会成員の抱く不安・恐怖の念が、そうした事象を忌避した結果、社会的な観念として定着し、これら穢はいずれもそれぞれの社会において秩序を破壊するものとされる。穢により新たな秩序の破壊が天災、疾病、天皇の死などにつながると考えられ、穢の伝染に恐怖を感じ、その穢を取り除こうとしたと思われる。

三 祓禊について

こうした「罪」や「穢」を取り除く行為が「祓」であり「禊」であったわけである。こうした「禊」「祓」が一般的に行われていた。禊は身滌ぎ、又は水注ぎの意味と考えられており、穢を受けた身体を水によって洗い清めようとするものである。

1 禊について

禊については『古事記』に、伊邪那岐神が黄泉國に於いて伊邪那美神の死骸を見た後に

吾は伊那志許米志許米岐穢き國に到りて在り祁理。故、吾は御身の禊爲む。

と述べ、

至座竺紫の日向の橘の小門の阿波岐原に到り坐して、禊ぎ祓ひたまひき。

と記され、日本における禊の起源であるが、これは只文献における初見というだけで、当時の習慣であったと思われる。それは禊という語は見えないが『魏志』倭人伝』に

その死には棺あるも槨なく、土を封じて家をつくる。始め死するや停喪十余日、時に当りて肉を食わず、喪主哭泣し、他人就いて歌舞飲酒す。已に葬れば、拳家水中に詣りて澡浴し、以て練沐の如くす。

というように、葬ったのちに家族が水中にて澡浴をしている。これは死というものに携わったもの、家族が水によって死という非日常的なものを洗い流そう、身を清めようとしたのではないかと考えられるのである。

しかし褌という語が現れるのは古事記が最初であり、これを起源とする。この褌の時に衣服等はすべて脱ぎ捨てたというのであるから、単なる形式的儀礼でなく実際に身体を洗い清めたのであろう。後に精神的なものとなり、儀礼は象徴的になったと考えられる。

2 祓について

また「祓」とは穢を祓い去る事である。穢に触れたときに身につけていたものを祓い落とす意味であって、先に述べた伊邪那岐神が阿波岐原に於て褌をされる前に身につけていた衣服等を悉く捨てたとある。即ち伊邪那岐神は褌をする前にまず祓をしたことになる。ただしこの時の祓は褌を行う為に必要な準備行為であって、宗教的意味はなかったように思われるが、後の純粹な宗教的意味の祓ということも、この身体についているものを祓い落とすということから起こったと思われる。

3 祓の儀礼

以上の褌祓を起源としたものに七瀬祓、河臨祓、三月上巳祓がある。

まず七瀬祓は、『公事根源』の正月の七瀬御祓の条に

是は毎月の事なり、七瀬とは、川合、一條、土御門、近衛、中御門、大炊御門、二条のすえ、七瀬とは申なり、陰陽師人形を奉る、主上御いきをかけ、御身をなで返し給へ、殿上の侍臣この所々の川原にむかふ、かへりまいれば、主上御撫物をめすねせらる、その外さしたる事なし、

と記され、毎月に川合、一條等の七カ所の靈所に於いて祓いを行い、陰陽師によってつくられた人形で身体を撫で、自分の穢を人形に移し、川に流すことよって身を清める。

また河臨祓も七瀬祓と同じようなもので『掌中和歌年中行事』一六に

七瀬の御祓を河臨の御祓とも申す、毎月のことなり、

と記され、七瀬祓を河臨祓ともいい、七瀬の場所は数種類あり、朝廷では毎月行われ、臨時の場所もあった。自分の穢を流すことよって、病などの災禍が自分にふりかからないようにと祈願するものであった。

また三月上巳祓というものは、『新撰字鏡』の禊の条に

戸系反去上巳祭也、又云三月三日得巳為上巳上巳乃波良戸

と記され、『公事根源』三月の曲水宴の条に

上巳のはらへとて、人みな東流の水上にてはらへするよし、漢書などにしるせり

とあり、『漢書』九十七外戚孝武衛皇后の項に

○武帝祓栗上、孟康曰祓除也。於霸水上自祓除、今三月上巳祓禊也、師古曰、祓音廢禊音系

と記される。中国の古来の風習に、三月の初めの巳の日に水辺に出て災厄を祓う上巳の行事があり、これが日本に伝わり宮中でも行われたと考えられる。

三月上巳祓は自分自身の穢を祓うことを第一とし、同時に春の農耕に先立ってこの時期に、豊作を願った祓の一つとされた。中国の上巳の風俗と神道の禊行事が結びついて上巳の祓、巳の日の祓と称されて七瀬祓同様形代として作った人形で身体を撫で、身体の穢を人形に移して川や海に流すという事が行われた。この結び付きに関して大きな役

割を果たしたのが陰陽師であり、陰陽師を通じて中国の風習が伝わったと思われる。

これらの儀礼には陰陽師が深く関わっている。まず、人形は陰陽道によってよく係られるものであり、撫物、形代ともいわれる。その人形などを人に撫でその物にその人の穢を移し、川などに流したり、土に埋めたりして穢を祓う。つまり先の七瀬祓、河臨祓、上巳祓等の祓は神道的な儀礼であるが、陰陽道と深く融合しているものと考えられる。

陰陽道とは古代中国の陰陽五行説を基にした呪法で、易や道教系民間信仰と結びついたものである。道教は『日本書紀』の継体天皇七年（五一三）七月、百濟から五経博士段揚尔が貢上された記事が記されている。五経は陰陽道の古典である『易経』が含まれ、五経博士の我が国への派遣は当然その陰陽道の伝来を製味しているのではないだろうか。公伝としては仏教の伝来よりも早い時期であるが、陰陽道に対してそれを廃止するというような記事は一切出てこない。つまり陰陽道はなんの抵抗もなく、日本文化に溶け込み、陰陽道のものであっても、古来からの日本文化の様に扱われ、儀礼などに融合した形であらわされている。

陰陽道に関係のある記事が文献上にあらわれるのは『日本書紀』からであるが、それ以前におそらく伝来していたと考えられる。『魏志』倭人伝』にみられる卑弥呼が仕えた鬼道はシャマニズムと考えられるが、おそらくその頃には大陸文化が流入しており、鬼道にも外来的影響が及んでいたのであろう。それは当時シナに盛んであった道教や、より広く土俗的宗教となっていた陰陽道の流入が考えられる。

以上のように日本古来の観念とみられていたものも外来文化、道教や陰陽道による影響が少ないとはいえない。罪や穢という観念にも影響があったと思われる。それは罪の中に昆虫の災・高つ神の災・高つ鳥の災・畜仆し・蠱物する罪などである。災というのは先にも述べたように、災異のことであり陰陽道においても祥瑞災異という観念は朝廷

においても重要視されている。また畜什し・蟲物も陰陽道の呪詛である。このように災というものが罪とされているのも陰陽道の思想からそのようになったとも考えられるのである。また文献上は陰陽道より少し遅れて伝来した仏教も多少影響を受けたであろう。では仏教の伝来はどのようなものであったのであろうか。

四 仏教における罪穢観

1 仏教公伝

仏教の公伝については周知のように『日本書紀』十九卷の欽明天皇十三年十月の条に書かれているが、伝来当初仏教は外国の神、蕃神ととらえられ、もし外国の神蕃神を受け入れれば国神の怒りに触れると考えられた。その怒り、崇りを恐れ、受け入れようとはしなかった。しかし蘇我氏に個人的に仏教の信仰が認められ、次第に仏教は病氣平癒や消病延寿等個人レベルで信仰され、氏族もその利益を求めて寺などを建立していった。そして次第に仏教は朝廷内にも浸透し、国家仏教となり、今までの行事に替わって国家行事にも次第に登場していく。

2 国家仏教

『金光明経』『仁王般若経』『法華経』を中心とした護国仏教であり、そこに説かれるものは、鎮護国家、攘災招福などの現世利益的なものである。今までの「大祓」等の行事は神の怒りによる災や病氣等の神罰を受けないように、ただ穢を祓うことが目的。病氣平癒、消病延寿という異国の神の仏教にそれらの呪術的效果を期待したものであった。その仏教の神秘性を示す記事が『日本書紀』に記載されている。

敏達天皇十三年秋九月

馬子宿禰、試に舍利を以て、鐵の質の中に置いて、鐵の鎚を振ひて打つ。其の質と鎚と、悉に摧け壞れぬ。而れども舍利をば摧き毀らず。又、舍利を水に投る。舍利、心の所願の隨に、水に浮び沈む。

と仏は靈驗のあるものとしてとらえられた。そして仏典に説かれたように經典を護持、誦誦することにより除災や病氣平癒、消病延壽、国家安泰という呪術的效果を期待した。また農耕に關して農作物の豊作か凶作かということは国家の死活問題であり、雨が降る、降らないということは重要な関心事であった。そして雨の少ない年には雨乞いの儀礼が行われ、この儀礼に仏教も関与している。それは『日本書紀』の皇極天皇元年七月の条に、雨乞いのために様々な祈禱が採用され、試されている。まず中国の儀礼と思われる牛馬を殺して諸社の神に供養する。しかし効果はなく、次に仏教が試され、佛・菩薩像を祀って、雨乞いに靈驗があるとされる仏説大請雨經を仏僧が誦誦し、悔過を営んだが小雨で、最後に日本の神に対して天皇が祈り、その結果大雨となった、というものである。このように仏教は祈禱法の一つとして仏教の呪術的效果が試された。つまり、仏教に求めたものは呪術的效果であり、現世利益を求める国家的儀礼として受容された。「悔過」や「懺法」等の儀礼も仏教での罪の觀念と天津罪等の罪が同一視され、因果報の業思想と結びつき業の結果として災い等が起るとされて、その罪を滅するということが、古代の罪穢を祓うということと「悔過」「懺法」等と主旨が類似しているところから受容されたと考えられる。

3 国家仏教における穢

イ、官僧の対応

ロ、禅僧

『康富記』にみられる禅僧は死穢に対して忌み慎むというようなことはみられない。

享徳三年 十月廿四日壬寅の条に

晴、朱雀老尼慶祐、月忌始也、但五十日中陰儀、（中略）爲檀那代官一七參籠、未還向云々、禅僧申云、不嫌死穢三十日之中押而参宮云々、無其罰歟如何々々、神慮不審々々、

と記されているように禅僧三十日以内に宮に参るといふ。これに対して神罰はないだろうかと心配している様子が窺える。また『三寶院舊記』 十四 山城には

到結願之日、過齋宮縣、有旅人死亡者、向覺乘乞引導、不辭者道之常也、即令導師、而後到宮川畔、一老翁出来向覺乘日、即令葬儀、汚染不無如何、覺乘云、清淨戒無汚染、

と禅僧覺乘は「清淨戒無汚染」と清淨の戒は穢がないとする。これは逆にみれば葬送に携わった僧には穢が生じるとされた。しかし葬送の儀は行われており、それを担っていたのが遁世僧と呼ばれる人たちであった。

ハ、念仏僧

葬送に関与することによって生じる死穢は遁世僧の一つである念仏僧によって大きく転換する。それは源信の『往生要集』臨終行儀にみられる。そこには臨終に際しての細かな説明がされ、これをみる限り念仏僧は葬送に関わっているのである。

そして法然の「百四十五箇條問答」において、それら穢というものは仏教において存在しないとされた。「百四十五箇條問答」に、

一。百日のうちの赤子の不浄かゝりたるは、物まうてにはゝかりありと申たるは。

答。百日のうちあか子の不浄くるしからず、なにもきたなき物のつきて候はんは、きたなくこそ候へ、赤子にか
きるまし。

一。月のはゝかりのあひた、神のれうに經はくるしく候ましきか。

答。神やはゝかるらん、佛法いはいます、陰陽師にとはせ給へ。

一。産のいみいくかにて候そ、又いみもいくかにも候そ。

答。佛教には、いみといふ事候はず、世間には産は七日、又三十日と申けに候。いみも五十日と申す、御心に候。

一。いみの物(者)のものへまいり候事は、あしく候か。

答。くるしからず。

と記されるように産穢や忌みについての法然の考えが述べられている。ここには世間で忌み慎まなければならないものは仏教にはないと述べている。ここから死穢などの穢など気にせず葬送儀礼にも関与していたのではないだろうか。以上のように遁世僧である禅僧や念仏僧は官僧のような制約にとられず、自由であり自分の信仰を広めていったのであろう。また信仰を伝えるためには世間で罪穢とされていることに正面から取り上げ自らそれらに関与していくことが、重要なことであつたのではないだろうか。

五 ま と め

日本古来から「国津罪」「天津罪」に代表される罪や延喜式に「触穢事」としてあらわされる穢という、罪穢とい

う観念は外国の文化を取り入れ、そして融合する媒体となっていたのである。仏教においても罪というものは重要な問題であり、これらの罪を滅することが重要な意味を持っていた。その仏教の罪とまた因果応報にあらわされる業思想が日本の罪や穢と同化し、罪を犯し、穢に触れるということが業となり、その業の結果として死や疾病、農耕の不作といったことがおこると考えられたのである。

また陰陽道においては祥瑞災異ということが重要視されたが、この災異というものが罪であり、穢を引き起こす原因としてとらえられていた。そして災異が起こらないように罪や穢を取り払うための禊祓が行われたが、これらの儀礼に陰陽道の撫物・人形などを使うというより高度で斬新な呪術的なものが融合されたのである。このように罪穢というものは日本文化においては重要な問題であり、これを如何に取り除くかが第一であり、第二に病氣平癒、攘災招福、消病延寿を天皇や貴族の個人レベル若しくは国家レベルで手に入れるかということが要求されていたと考えられる。そしていつしか第二のものが中心になっていき、その要求にかなえられるものが仏教であったのである。それは神道儀礼においての祓や禊は罪や穢を取り除くことが目的であったが、仏教儀礼は密教儀礼でよく行われた息災、増益、調状などの国家や貴族の望む多種の儀礼が存在していた。しかしそれらの国家儀礼はあくまでも国家や貴族などの上流社会が対象であり、民衆を対象とするのは法然を中心とする鎌倉新仏教以後である。ここではじめて官僧を中心とする国家の仏教というものが、民衆のための仏教となった。そこには忌み慎む穢はなく、ただ念仏を称えれば罪が滅せられ往生できるという民衆の能力にあったものであり、それまで官僧が避けていた葬送ということに対しても積極的に従事していった。つまり仏教は日本の罪穢思想によって様々な文化を取り入れ発展していったのである。

参考資料

- 『古事記』 「日本古典文学大系」一 岩波書店 昭三九
『日本書紀』 上下 「日本古典文学大系」六七・六八 岩波書店 昭四二
『延喜式』 八卷 神祇八 「改訂増補国史大系」二十六卷 祝詞 国史大系刊行会 昭十三
『古語拾遺』 神代 「群書類従」雑部 二五二頁 続群書類従完成会 昭三五
『古事類苑』 神祇部 古事類苑刊行会 昭九
『金光明経』 「大正新修大藏経」(以下、『大正』と略す) 一六 四卷
『金光明最勝王経』 一〇卷 「大正」一六
『佛説仁王般若波羅蜜経』 二卷・『仁王護国般若波羅蜜多経』 二卷 「大正」八
『妙法蓮華経』 七卷 「大正」九
『公事根源』 三卷 一条兼良撰 京・平楽寺慶安二(一六四九)
『新撰字鏡』 二卷 昌住撰 「群書類従」二八卷内
『漢書』 九七卷 三九四九頁 班固撰 一〇〇卷 中華書局 昭五七
『後水尾院當事年中行事』 後水尾天皇撰 二卷『丹鶴叢書』 故實内 国書刊行会 大三
『慈圓讓状案』 「鎌倉遺文」二七九二号 古文書編第五卷 東京堂出版 昭四八
『三寶院舊記』 一四 「大日本史料」六・二四 東京大学出版会 昭和五五
『康富記』 四増補 「増補史料大成」四〇
『史料大成』 刊行会 昭五七
『昭和新修法然上人全集』 石井教道編集 平楽寺書店 昭四九
『魏志』 倭人伝』 岩波文庫 石原道博編訳 岩波書店 平成四
参考文献
『鎌倉新仏教の誕生』 松尾剛次 講談社現代新書 平七
『穢と大祓』 山本幸司 平凡社 平成四
日本における罪穢観と仏教(釋 真弥)

日本における罪穢観と仏教（釋 真弥）

『上代の呪的信仰』 金子武雄 公論社 昭五二

『日本陰陽道史総説』 村山修一 培書房 平五

『古事記の世界』 西郷信綱 岩波新書 平四